

日本動脈硬化学会認定動脈硬化専門医制度指導医規則

第1章 指導医の委嘱

第1条

動脈硬化専門医で、脂質異常症、糖代謝異常、高血圧、慢性腎臓病、メタボリックシンドロームなどの病態に精通し、脳梗塞、虚血性心疾患、末梢動脈疾患などの動脈硬化性疾患の発症予防・治療等の診療を認定施設において指導する医師を指導医として委嘱する。

2 指導医は所属する認定施設において専門医の育成を行う。

第2条

施設認定委員の推薦により、前条に挙げた診療の技能を有すると施設認定委員会が認めた専門医の資格を有しない医師免許を持つ会員を特例指導医として委嘱できる。

2 特例指導医の認定期間は2年間とし、認定期間中に正規指導医の申請を行わない場合その資格を失う。

第3条

次の事項の条件を満たす医師に対して、専門医制度委員会及び理事会の議決を経て指導医を委嘱する。

1. 役員あるいは社員（評議員）であるか、または専門医の資格を有していること
2. 原則として認定施設に勤務し、動脈硬化性疾患の診療に従事していること
3. 5年以上継続して本学会会員であること

第2章 指導医の申請、委嘱期間

第4条

指導医の申請に際しては、次の事項に定める書類を専門医制度委員会に提出する。申請要項はNews and Scope及びホームページに公示する。

1. 指導医申請書
2. 業績目録

第5条

指導医認定の審査は、原則として毎年1回行う。指導医の委嘱は5年毎に更新する。

第6条

指導医が他の認定施設へ移動した場合は、すみやかに専門医制度委員会に文書で通知する。

第3章 指導医の資格の喪失・取り消し

第7条

指導医は次の理由により専門医制度委員会の議を経てその資格を喪失する。

1. 正当な理由を付して指導医の資格を辞退したとき
2. 専門医としての資格を喪失したとき
3. 指導医として委嘱を受けた日から5年を経て新たに指導医の更新を受けないとき

第8条

本学会理事長は指導医としてふさわしくないと認められたものに対して、専門医制度委員会及び理事会の議決を経て指導医の委嘱を取り消すことができる。議決の前にその指導医に対して弁明の機会を与えなければならない。

第4章 附則

第9条

本規則の変更は、専門医制度委員会及び理事会の承認を経た後、社員総会での承認を受けなければならない。

2014年7月10日制定